遠軽町耐震改修促進計画

概要版

平成 31 年 3 月 遠軽町

1章 はじめに

1. 計画策定の背景

遠軽町においては計画的な耐震化の推進を図るため、平成 21 年度に平成 22~27 年度までを計画期間とする「遠軽町耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、地震に強い住宅・建築物の確保や耐震改修・地震防災に対する住民意識の啓発、耐震改修に係る関連技術者の支援、特定建築物の耐震化の促進等を行ってきました。

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な地震・津波により、多くの人命が失われ、甚大な被害をもたらすなど、住宅や建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しています。国では、平成25年11月に、耐震改修促進法を改正し、地震に対する安全性の向上を一層促進することとし、北海道においても平成28年5月に北海道耐震改修促進計画を見直し、市町村においても耐震改修促進計画の改定に努めることとしています。

以上を踏まえ、「遠軽町耐震改修促進計画」は平成 27 年度で計画期間が終了していることから、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や道の目標を踏まえた新たな耐震化の目標を設定する必要があるため、計画の見直しを行います。

2. 計画の目的

本計画は、住宅建築物と不特定多数の者が利用する建築物において現状を把握し、その建築物の耐震化にむけて具体的な目標を設定し、目標の達成のために必要な施策を定め、計画的に町内における建築物の耐震性の向上を図ることとします。

3. 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は町全域とし、計画期間は 7 年間(平成 31~37 年度)としますが、耐震化の目標年度は国の基本方針、北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、平成 32 年度とします。

なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の 区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基 づき策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画、関連計画、その他分野別計画との整合性を図ります。

2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

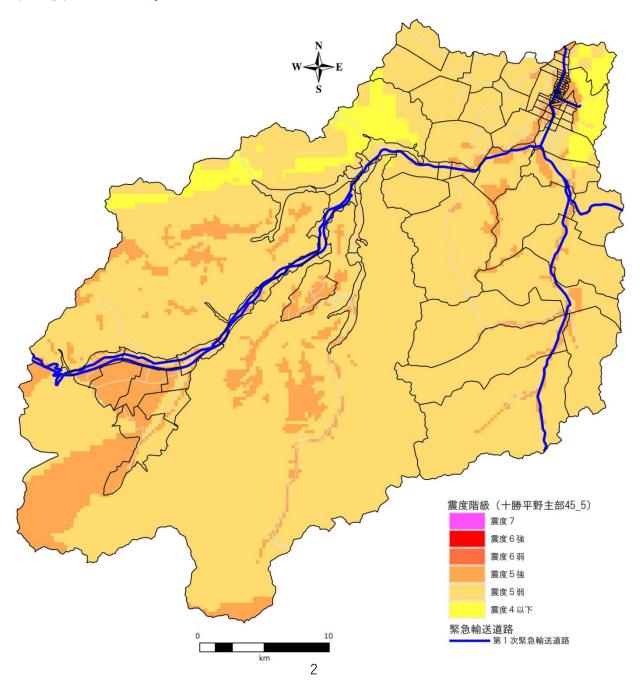
1. 想定される地震及び被害状況調査

(1) 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画(平成24年6月修正)」に基づき海域で発 生する海溝型(プレート境界)地震と、陸域などで発生する内陸型(地殻内)地震に大別して30の地 震を想定しています。想定地震における町内の震度は、十勝平野断層帯主部(モデル 45 5)と十勝沖が 震度階級で5強となり最大となります。

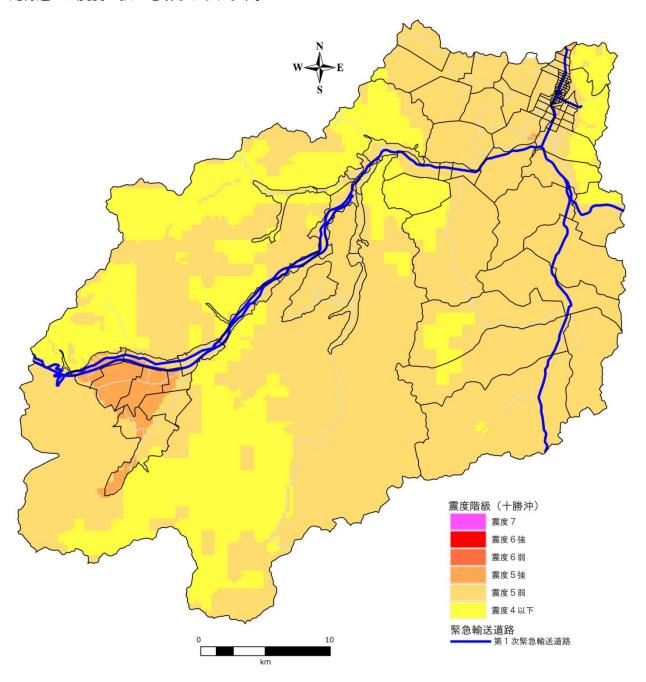
①十勝平野断層帯主部における震度分布

十勝平野断層帯主部(モデル 45_5)における震度分布(250mメッシュ)をみると、町内の大半が震 度 5 弱以下となっていますが、遠軽市街地周辺の国道 242 号及び 333 号沿いや奥白滝付近などでは震度 5強の地域がみられます。



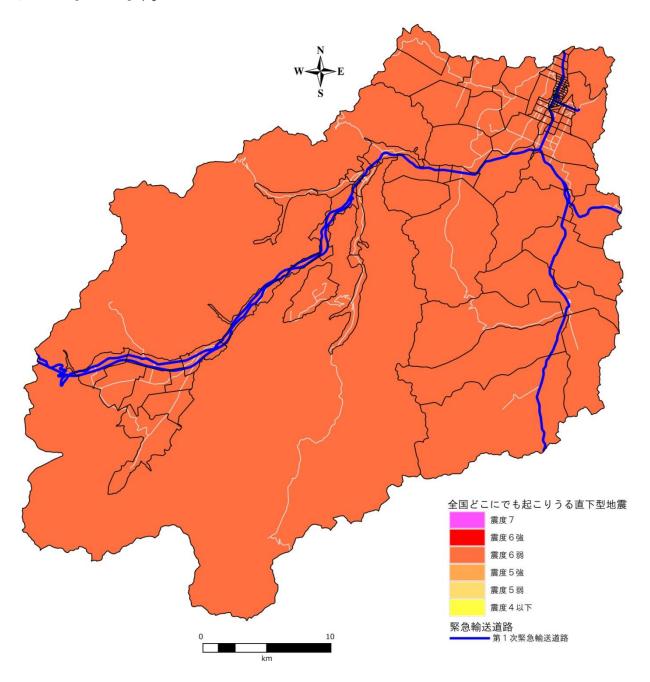
②十勝沖における震度分布

十勝沖における震度分布(250mメッシュ)をみると、震度 5 弱以下が大半を占めていますが、奥白 滝付近では震度 5 強の地域もみられます。



③全国どこでも起こりうる直下型の地震

直下型における震度分布(500mメッシュ)をみると、町内全域で震度 6 弱となっており、最大震度は 6.0 となっています。



(2)建物被害評価

想定地震において震度が最大となる直下型 (M6.9) の冬の場合、町全体の人的被害総数は 50 人となっており、死者 1 人、重傷者 5 人、軽傷者 44 人となっています。

また、建物被害総数は479棟で全半壊率は3.9%となっています。

					全半壊棟数	全半壊率				
想定地震	モデル	最大震 度	最大震度階 級	想定時期	(棟)	(%)	死者数	負傷者数	重傷者 数	軽傷者 数
十勝平野断層帯	4F F	ΕΛ	5 強	冬	6	0.05%	0	0	0	0
主部	45_5	5.4		冬以外	3	0.03%	0	0	0	0
十勝沖		F 2	5強	冬	1	0.01%	0	0	0	0
1 加分/中	_	5.2	3 短	冬以外	1	0.01%	0	0	0	0
부나파	南丁刑 MC O	6.0	C 22	冬	479	3.90%	1	49	5	44
直下型 M6.9	6.0	6 弱	冬以外	148	1.21%	0	13	1	12	

2. 耐震化対策の現状の把握

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」の考え方を基に推計します。同計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

町では、住宅 8,944 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 4,635 棟 (51.8%)、昭和 56 年以前建設が 4,309 棟 (48.2%) となっています。

昭和 56 年以前建設の 4,309 棟のうち公共建築物では約 75% (69 棟)、民間建築物では約 25% (1,046 棟) が耐震性を有するものと想定すると、合計 1,115 棟となります。

その結果、耐震性を有する住宅は 5,750 棟(1,115 棟 + 4,635 棟)で 64.3%、耐震性が不十分なものは 3,194 棟で 35.7%と推計されます。

平成 22 年 3 月に策定された前回計画では、平成 27 年度までに住宅の耐震化率を 90%とすること を目標としていました。

計画当初の耐震化率の 46.2%から平成 30 年度までに 64.3%と耐震化が進んでいるものの、さらなる耐震化の促進が必要です。

表 住宅建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

		昭和 56 年以	前の建築物		叨和口左		
建築物の種類	総数		耐震性を有する建築物	耐震性が不 十分な建築 物	昭和 57 年 以降の建築 物	耐震性を有する建築物	耐震化率
	A=B+E	B=C+D	С	D	E	F=C+E	G=F/A
住宅全体	8,944	4,309	1,115	3,194	4,635	5,750	64.3%

資料: 町家屋台帳

(参考) 住宅建築物の耐震化の現状(前回計画)

(単位:棟)

			昭和 56 年			昭和 57	耐震性	
建築物の種類		総数		耐震性 を有する 建築物	耐震性が 不十分な 建築物	年以降の 建築物	を有する 建築物	耐震化率
		A=B+E	B=C+D	С	D	Е	F=C+E	G=F/A
۸١	教職員住宅等	166	91	_	91	75	75	45.2%
公共	町営住宅	300	125		125	175	175	58.4%
	小計	466	216	0	216	250	250	53.7%
	専用住宅	8,144	4,481		4,481	3,663	3,663	45.0%
民間	共同住宅	241	66		66	175	175	72.7%
旧	小計	8,385	4,547	0	4,547	3,838	3,838	45.8%
住宅全体		8,851	4,763	0	4,763	4,088	4,088	46.2%

(2) 多数利用建築物

町内の多数利用建築物は 57 棟あり、昭和 56 年以前建設が 25 棟、昭和 57 年以降建設が 32 棟となっています。これらは全て耐震改修促進法第 14 条 1 号に規定する建築物です。平成 22 年度に策定された本計画では、平成 27 年度までに多数利用建築物の耐震化率を 90%とすることを目標としていました。平成 30 年度の現時点での耐震化率は公共施設 77.1%、民間施設 54.5%、合計 68.4%となっています。

表 多数利用建築物の耐震化の状況

(単位:棟)

建築物の種類		総数	昭和 56 年	F以前の建築 耐震性を 有する建 築物	物 耐震性が 不十分な 建築物	昭和 57年 以降の 建築物	耐震性を 有する建 築物	耐震化率
		A=B+E	B=C+D	С	D	Е	F=C+E	G=F/A
多数利用建築物		57	25	7	18	32	39	68.4%
(法第 14 条)	公共施設	35	15	7	8	20	27	77.1%
	民間施設	22	10	0	10	12	12	54.5%

表 多数利用建築物の耐震化状況(法第14条)

(単位:棟)

		昭和 56 年以	以前の建築物		切和でな	耐震性を	
建築物の種類	総数		耐震性を 有する建築 物	耐震性が 不十分な 建築物	昭和 57 年 以降の建 築物	有する建築物	耐震化率
	A=B+E	B=C+D	С	D	Е	F=C+E	G=F/A
町営住宅	8	0		0	8	8	100.0%
庁舎	2	2		2	0	0	0.0%
学校	14	9	7	2	5	12	85.7%
体育館	5	2		2	3	3	60.0%
集会所	1	1		1	0	0	0.0%
福祉施設	3	0		0	3	3	100.0%
事務所	1	1		1	0	0	0.0%
宿泊施設	1	0		0	1	1	100.0%
合計	35	15	7	8	20	27	77.1%

表 多数利用建築物の耐震化状況(法第14条)

(単位:棟)

在 多数引用是来的 5 间最 1 7 次 (千世:) (千世:) (十世:) (
		昭和 56 年以	以前の建築物		切和でな	耐電性を	
建築物の種類	総数		耐震性を 有する建築 物	耐震性が 不十分な 建築物	昭和57年 以降の建 築物	耐震性を 有する建築 物	耐震化率
	A=B+E	B=C+D	С	D	E	F=C+E	G=F/A
共同住宅	10	2		2	8	8	80.0%
ホテル、旅館	3	2		2	1	1	33.3%
事務所	2	1		1	1	1	50.0%
銀行	2	2		2	0	0	0.0%
店舗	3	2		2	1	1	33.3%
病院	2	1		1	1	1	50.0%
合計	22	10	0	10	12	12	54.5%

3. 平成 32 年を目途とした耐震化の目標設定

国の基本方針においては、平成32年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも95%にすることを目標としています。

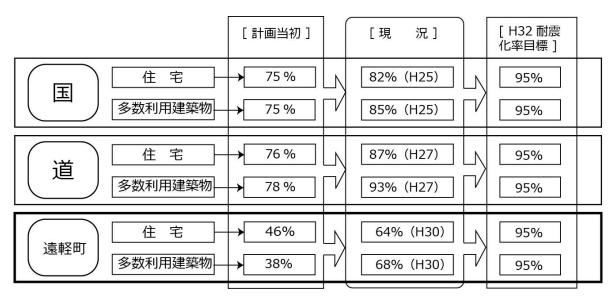
道においても、国と同様に平成 32 年度までに住宅及び多数利用建築物の耐震化率を少なくとも 95% にすることを目標としています。

また、「平成 24~25 年度地震被害想定調査結果(北海道)」によると、道内における住宅及び多数利用建築物が 95%になることにより、想定地震に基づく全壊棟数は約 66%※、全半壊棟数は約 61%減少すると推計されています。

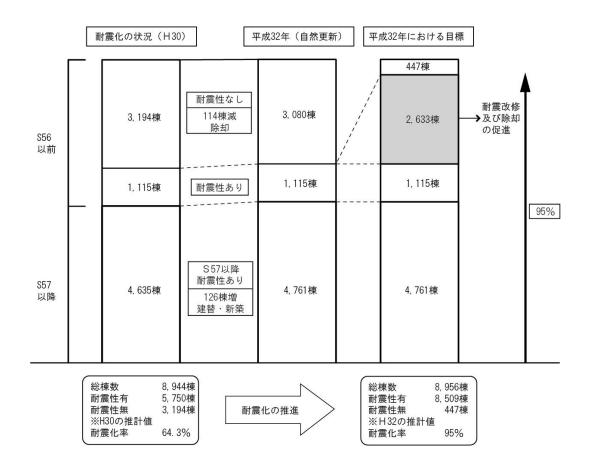
町においては、国や道の計画との整合性を図り、平成 32 年度における住宅・多数利用建築物の目標 耐震化率は 95%と定め、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

また、計画期間である平成 37 年度までには、可能な限り耐震性のない住宅・多数利用建築物の解消を目指します。

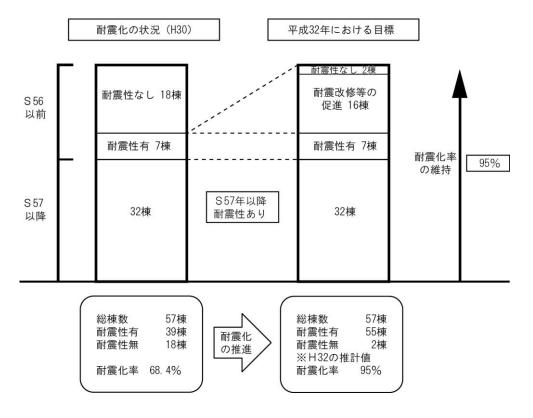
図 耐震化率目標の考え方



住宅における必要耐震改修棟数



多数利用建築物における必要耐震改修数



3章 耐震化促進に向けた施策

1. 耐震化促進に向けた施策体系

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐 震改修等事業等の活用と、北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

<住宅・建築物の耐震化促進に向けた施策体系>

施策の基本的方向	施策内容
1 住宅・建築物の地 震防災対策に関す	①パンフレットやインターネットを活用した普及啓発 ②一般向けセミナー等の開催
る啓発、知識の普及	③地震防災マップの更新・公表の促進
	①住宅の耐震化の促進
	②多数利用建築物の耐震化の促進
2 耐震診断・改修の	③地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の而震化の促進
促進を図るための 支援や環境整備	④地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	⑤耐震診断・改修に係る相談体制の充実
	⑥その他の地震時の安全対策の推進
3 耐震診断・改修を担	①耐震診断・改修技術講習会の開催
う人材の技術向上	②耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及

(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

町は、建築関係団体及び相談窓口などを通じて、耐震診断・改修に係る情報提供や地震防災パンフレット等普及啓発ツールの配布など耐震促進に係る情報の提供を行います。

また、町内会は災害時対応において重要な役割を果たすとともに、平時においても危険個所の点検 や耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

町は、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など、地域単位の幅広い取組を支援する施策を講じることとします。

(2) 一般向けセミナー等の開催

1

住宅建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や効果についての普及を図るため、建築関係団体など と連携し、各地で開催されている一般向けリフォームセミナーなどを紹介していくものとします。

また、リフォーム工事や増改築工事は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるように、所有者などに対してリフォームセミナーなどを通じて普及・啓発を図るものとします。

(3) 地震防災マップの更新・公表の促進

各地域において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害等を住民の方々に伝え、 注意を喚起することは、防災意識の高揚を図る上で重要です。

地震防災マップは、住民に理解しやすく、身近で詳細な情報が示されており、道内の全ての市町村では、地震防災マップのひとつである「揺れやすさマップ」を作成しています。平成 24 年の「北海道地域防災計画」の修正に伴い、想定地震についても見直されていることから、町のマップの更新や公表の促進を図ります。

耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

(1) 住宅の耐震化の促進

①住宅の耐震診断の促進

2

住宅建築物の耐震化を進める上で、まず耐震診断を行う必要があります。耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断があります。簡易診断は、行政や一般向けに普及しているものであり、所有者自身が手順に従って診断できる方法です。

また、一般診断は通常、建築士や工務店などの専門家が有料で現地調査を行って老朽度や壁量などから必要な耐力を判定するものです。

現在、北海道では、木造住宅建築物を対象とした「一般診断プログラム」を活用した「無料耐震診断」を実施しています。町においても、木造住宅建築物を対象とした「無料耐震診断」を実施し、耐震改修の必要性について普及・啓発を図るものとします。

②住宅の耐震改修、建替え、老朽住宅の除却の促進

北海道では「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を見直し、補助制度を設けている市町村に対し、 耐震診断、補強設計、耐震改修の補助を行うこととしています。

また、国においても「住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー」を創設しており、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体に対し補助を行うこととしています。

町においても、今後、道や国の補助制度を活用した施策の拡充について検討します。

(2) 多数利用建築物の耐震化の促進

町は、学校・病院などの多数利用建築物について、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、耐震化の状況などを記載したデータを管理しています。

町は、このデータを活用しながら、多数利用建築物の耐震化の促進に努めるとともに、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

町が所有する多数利用建築物は、速やかに耐震診断及び耐震改修を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

町の多数利用建築物の耐震化率は、平成30年度時点で68%ですが、95%の達成を目指します。 また、多数利用建築物以外の町有施設についても、利用状況等を勘案しつつ、耐震化の促進に努めます。

(3) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、 その利用を確保することが公益上必要な建築物(防災拠点建築物)のうち、昭和 56 年以前の耐震基 準(旧耐震基準)により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行うとと もに、耐震改修の促進を図る必要があります。

このため「北海道耐震改修促進計画」では、次のとおり耐震改修促進法第5条第3項第1号の規 定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の 確保を図ることとしています。町においては生田原小学校、遠軽中学校、南小学校等が該当します。

(4) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や 住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路に指 定することとします。

道では、この緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、市町村と連携して、建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言を行っていきます。

また、町においても、地域における避難路、密集市街地内の道路など地域防災計画との整合を図りながら、重要性や必要性を勘案し、地震発生時に通行を確保すべき道路を耐震改修促進計画において定めるなど、沿道の建築物の耐震化の促進に努める必要があります。

(5) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実

①相談窓口の充実

相談窓口を設置し、オホーツク総合振興局建築指導課、(財)北海道建築指導センターと連携し、専門家による対応を行うものとします。耐震化に係わる相談のみならず、住宅建築物に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談窓口とするものとします。

また、近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅建築物の所有者が安心して耐震改修を実施できる環境整備を行うものとします。

②相談員の資質向上

相談員の資質向上を図るため、北海道及び(財)北海道建築指導センターと連携し、技術研修会を実施するものとします。

また、相談窓口において、「無料耐震診断」を実施するため、耐震診断プログラム研修会などに参加するものとします。

(6) その他の地震時の安全対策の推進

①窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

②大規模空間の天井の脱落防止対策

平成 15 年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成 23 年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、道及び町では、国土交通省の基準等に基づき、公共施設の対策を講じるとともに、建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導します。

③エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が 閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、 地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導します。

④ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

3

(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や事業者が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。

町では、所有者の相談ニーズに応じるため、道や建築関係団体と連携し、建築構造別耐震診断法や 性能向上、制度面での知識向上を図る講習会を開催します。

(2) 耐震改修工法や地震防災対策の研究・技術開発の推進

住宅・建築物の耐震改修を推進するためには、コスト削減や本道の気候風土に適した効果的な新工 法や地震被害評価手法などの技術開発を図ることが必要です。

町では、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所との連携等により耐震診断や耐震改修工法等に 係る民間への普及を図ります。

4章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導

1 耐震改修促進法に基づく指導等

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では第 16 条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されることとなりました。

このため、所管行政庁である北海道は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、 その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について、所有者が必要な耐震診断や耐震改修を行われていない場合に、所管行政庁は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示を行うこととします。さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することとします。

2 築基準法に基づく勧告又は命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は建築基準法第 10 条の規定に基づく勧告や命令を行うことができます。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化を促進するためには、指導等を行うにあたり、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要があります。

町は今後、北海道と連携しながら「全道建築防災・維持保全連絡会議」等の場を通じ、勧告・是正 命令等の具体的な取り組み方針を定め指導等を進めます。